



ご存じですか？ スポーツ安全保険

「スポーツ安全保険」とはスポーツ活動のみならず、文化・ボランティア活動時に発生した事故等も対象となる保険で、現在町内でも多くの団体が加入しています。平成21年度の加入のお知らせは、現在加入している団体には直接資料が送付されます。現在未加入の団体は、生涯学習課に申し込み用紙が備え付けてありますので、ご利用ください。なお、インターネットでの加入手続きも可能です。

一般団体の加入区分

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共 済 見 舞 金
				死 亡	後遺障害 (最高)	入 院 (日額)	通 院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学 校高等部の 生徒を含む))	団体活動全般	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償 は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円
	団体活動全般	AW	1,150円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、身体賠償は1 人1億500万円	
	上記以外 (個人活動・個人練習 など)			100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償合算 1事故500万円	対 象 外
大人	文化・ボランティア・地 域活動、団体の送迎、 応援、準備、片付け	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円	
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動 の指導限定 ※C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わ ない場合はA2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ 活動	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分 (インターネットのみの加入受付となります)

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共 済 見 舞 金
				死 亡	後遺障害 (最高)	入 院 (日額)	通 院 (日額)		
全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3ヶ月以内) の活動	短 期 ス ポー ツ 教 室	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償合算 1事故5億円 ただし、身体賠償 は1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180万円

- ※団体活動を行う5人以上でご加入ください。
- ※平成21年度より、年間掛け金に変更されましたのでご注意ください。
- ※平成21年度の保険期間は、4月1日午前0時～平成22年3月31日午後12時までです。
- ※上記の表は抜粋してありますので、詳しくは生涯学習課に備え付けのパンフレットでご確認ください。
- ※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

問い合わせ／財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 (☎048・830・6958、ホームページ<http://www.sportsanzen.org/>)、または生涯学習課 (☎581・2121内線531) へ。

地上デジタル放送への 完全移行に向けて

総務省では、平成23年7月24日までの地上デジタル放送への完全移行に向けて普及推進を図っています。地上デジタル放送に関する問い合わせは、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信者相談センター(地デジコールセンター)」で一括して受け付け、相談・対応を行っていますので、不明な点は、お気軽にご連絡ください。

また、本誌昨年11月号でお知らせした「総務省テレビ受信者支援センター」が埼玉県にも設置され、2月2日から業務を開始しました。

テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信者の円滑な地上デジタル放送移行のために、デジタル化に関する相談や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。なお、問い合わせ先については、地デジコールセンターと同じです。

アナログ放送をご覧の方へ

現在、アナログ放送は、画面の右上に「アナログ」のマークが、CM時間帯を除き表示されています。これは、「アナログ」マークを表示することで、見ている番組が平成23年7月25日以降には見られなくなることを、視聴者に認識していただくのが目的です。

そのため、平成23年7月24日までに、①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える、②地上デジタルチューナーを買い足す、などの対応が必要です。

また、地上デジタル放送対応のテレビでアナログ放送をご覧の方も「アナログ」マークは表示されますので、設定変更を行う必要があります。

なお、BSアナログ放送についても、同様の対応が必要となります。

問い合わせ／総務省地上デジタルテレビジョン放送受信者相談センター(地デジコールセンター)☎0570・07・0101、IP電話等でつながらない方は、☎03・4334・1111、受付時間【平日】午前9時～午後9時、【土・日・祝日】午前9時～午後6時)へ。

県の事務・権限の一部の 移譲を受けます

現在、国と地方(県や市町村)の役割分担を見直し、国から地方に対する関与を廃止・縮小し、事務や権限、財源を地方に移すことにより、地方が自らの判断と責任で行政を運営し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す「地方分権」の議論が進んでいます。

また、埼玉県では、「第二次埼玉県権限移譲方針」を定め、県から市町村に対し一層の権限移譲を進め、地方分権の確立を目指しています。町では、地方分権の推進による個性豊かなまちづくりと町民サービス向上のため、町が行うことで町民福祉の向上につながる事務を選択し、受入態勢の整ったものから受け入れを進めています。

4月1日から町が移譲を受ける事務	事務の担当窓口		
	3月31日まで	4月1日から	
○消費生活用製品安全法に係る報告の徴収、立入検査等事務 ・特定製品(圧力釜、登山用ロープ等)販売事業者への立入検査など	県 庁	県民生活部 消費生活課 ☎048・830・2933	産業振興課 内線404・405
○工場立地法に基づく届出の受理・勧告等事務 ・特定工場(敷地面積・建築面積が一定規模以上のもの)の新設届・変更届の受付など		産業労働部 企業誘致・経営支援課 ☎048・830・3800	企業誘致推進課 内線201・210
○精神障害者保健福祉手帳の再交付事務	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	精神医療福祉審査担当 ☎048・723・1111	健康福祉課 内線121・123
○郵便等による不在者投票制度における障害程度の証明事務	大 里 福 祉 保 健 総 合 セ ン タ ー	地域福祉担当 ☎523・2813	

権限移譲って?

法令上、県の仕事となっている事務のうち、県と市町村の協議のうえ市町村が行うべきと判断したものについて、市町村がその事務を行えるようにすることをいいます。

問い合わせ／各事務の担当窓口 (☎581・2121内線は上記参照) へ。

寄居町国民健康保険に 加入している 70歳から74歳までの方へ

3月中に新しい
高齢受給者証を郵送します

現在、寄居町国民健康保険に加入する70歳から74歳までの方の医療機関等での窓口負担は、3月31日まで凍結措置により「1割」に据え置かれ、4月1日からは「2割」に変更することになっていました(ただし、現役並み所得者で3割負担の方を除きます)。

しかし、この凍結措置がさらに延長され、平成22年3月31日まで引き続き「1割」に据え置きとなりました。

そのため、現在高齢受給者証の自己負担割合が「1割」となっている方を対象に、3月中に新しい高齢受給者証を郵送します。記載内容をご確認のうえ、医療機関等で受診の際は、被保険者証と一緒に、窓口へ提示してください。

問い合わせ／町民課 (☎581・2121内線107) へ。

